

質 問 回 答 書

- 1 本質問回答は、京都市いきいき市民活動センター10施設照明設備LED化簡易型ESCO事業ほか1件（2件一括）に適用するものです。
- 2 質問事項は原文のままで、質問数は23問です。

NO.	質問事項	回答
1	募集要項 2 事業概要 (3) アについて 選定された器具について、社会情勢上、照明LED化が全国各地で進んでおり、器具、また材料が逼迫し、納期に間に合わない材料も出てくると想定されますが、この点は柔軟に御協議していただけますでしょうか。	「募集要項 15 事業実施に関する事項 (3)」のとおり、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行い対応するものとします。
2	募集要項 2 事業概要 (3) アについて 器具の合計数量が出ておりますが、各事業対象施設の内訳数量を御教授下さい。	各事業対象施設の内訳数量については、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定させるものとします。
3	募集要項 2 事業概要 (7) エネルギー及び電気料金の削減量 について 使用量、電気代の削減数値について明示いただいておりますが、調査の結果、灯数、器具、が変更となった場合については、この数値（＝ベースライン）については、変更いただける、ということでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (7)」に記載した削減量と削減額は、公募に対する提案上、様式において必要事項を入力した際に満たすべき最低限の数値を示すものです。 公募時点で本市が提示している機器の種類・数量は提案及び審査用であり、最終的な種類・数量は、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定しますが、その内容はベースラインに反映することが可能です。
4	募集要項 10 ESCO事業提案書における提示条件 (4) について 電気使用料金については、その時々によって料金に変動があるかと存じますが、その点については、ご考慮していただけますでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (7)」のとおり、エネルギー削減量についてのみ最低限の数値を示していますので、電気料金の変動は提案の達成に影響しません。
5	募集要項 11 ESCO事業提案提出書類・作成要領について 様式第14号・15号についてはフォントサイズが10.5ポイントと指定されていますが、その他様式においては、フォントサイズの指定はございませんでしょうか。	その他の様式につきましては、フォントサイズ・書体の指定は行いませんが、印刷時に明瞭に表示されるよう配慮してください。 なお、本市が書式を変更できないように設定している様式で印刷に問題が生じる場合は、「募集要項 4 公募型プロポーザルに係る担当部署」に記載の、施設担当まで御一報ください。
6	募集要項 15 事業実施に関する事項 (3) ア 基本的な考えについて 提案が達成しないことによる損失については、原則として事業者が負担する。ただし・・・ということに記載いただいておりますが、この内容については、今後における「電力会社の値上げによる未達成」も含まれることとし、別途ご協議いただけることでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (7)」のとおり、エネルギー削減量についてのみ最低限の数値を示していますので、電気料金の変動は提案の達成に影響しません。
7	仕様書 1 業務内容 (9) について 球交換でも可能な器具について記載いただいておりますが、電気代、CO ₂ 、排出量削減の観点から、球交換可能となっている器具以外のものについても球交換での対応は可能でしょうか。	事業提案の段階では、全ての器具について、球交換での対応は想定しないこととさせていただきます。詳細設計の段階であっても、当該項目で明記されていない照明器具を球交換のみで対応することは、原則できません。 ただし、施工上、球交換が明らかに合理的である場合は、施工計画書においてその旨を示していただくことで、別途協議を行い対応することが可能です。
8	仕様書 1業務内容 (10) について 「既存器具が調光器を使用している場合は、調光対応すること」とありますが、無線調光を使用されている箇所がありましたら、お示しいただけますでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (3) 照明器具の種類及び数量」のなお書きのとおり、本市が示す数量・器具仕様は参考であり、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定します。
9	仕様書 2照明器具の仕様 (1) 共通 カについて 「埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないように処置を行うこと。」とありますが、隙間が空く場合は、リニューアルプレートを取り付ける対応でよろしいでしょうか。また、リニューアルプレートを取り付ける場合の費用負担はどのようにお考えでしょうか。	事業提案の段階では、リニューアルプレートによる対応は見込まないでください。現地調査及び詳細設計の段階で、事業者において種類・数量を確定し、契約金額に反映することとしますが、使用箇所は最小限としてください。
10	仕様書 2照明器具の仕様 (3) イについて 「誘導灯及び非常用照明器具（専用型を除く。）について、LED光源の誘導灯及び非常用照明器具に取り換えること。」とありますが、誘導灯については、各施設により消防署へ非常用照明誘導灯で届出をされている、されていないケースが考えられます。届出の有無により、登録された器具を準備しないと考えますが、各施設の届出情報をお示しいただけないでしょうか。	事業提案の段階では現状の届出状況は考慮不要とし、本市が提示する数量等を基に提案を行ってください。具体的な種類・数量については、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、現状の仕様を維持する形で、事業者において確定していただきます。 なお、届出情報については、詳細設計の段階で、可能な範囲で提示します。
11	仕様書 3 工事仕様 (2) について 設置作業に使用する材料はすべて新品とする、とのことですが、既設灯具の取替設置に必要な部材のことであり、灯具へ配線されている電力ケーブルについては、既設流用する、ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	仕様書 3工事仕様 (11) について 大気汚染防止法のR4.4.1付改正に伴い、天井穴あけ等の加工が生じる場合、建物の改修にあたることから、アスベスト事前調査と保健所への報告が施工者の義務であり、必要になるかと考えますが、アスベスト調査が不要と判断できる設計図書はありますでしょうか。また、アスベスト調査が伴う場合は、発注者様の協力が必要であり、工期延期とともに別途調査費用を考慮していただけますでしょうか。	天井に穴あけ加工が生じる箇所は、全箇所レベル3相当のアスベスト含有みなしとして施工していただく必要があります。詳細設計の段階で必要に応じ必要な費用を見込んでください。 なお、現地調査の結果、不含有が判明した場合は施工に関するアスベスト対策は不要とします。
13	仕様書 7照明器具の保証等 (1) について 「照明器具の保証期間は5年間とし、うち2年間については交換費用も受注者において負担するものとする。」とありますが、3年目以降の交換費用は発注者様で負担するという認識でよろしいでしょうか。 また「誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため、本事業の保証対象としない。」とありますが、この蓄電池取替に係る費用は発注者様負担でよろしかったでしょうか。	前段はお見込みのとおり、保証期間の3 年目開始日から最終日までの間については、器具交換に伴う施工費用のみ本市が負担します。 後段の蓄電池については事業者の保証対象としないため、照明器具本体の保証期間の始期から最終日までの間、一貫して本市が負担して交換します。

NO.	質問事項	回答
14	仕様書 1事業内容 (3) 施工図面（プロット図程度）ですが、CADではなく、エクセル表で作成したものを提出してもよろしいでしょうか。	必ずしもCADである必要はありません。現地調査時に提供する平面図（電気図面）データを利用したものや、室及び照明器具の位置関係が確実に分かるものであれば、Excel表で作成したものでも可とします。
15	本件のご契約については債務負担行為か長期継続契約のどちらでしょうか。長期継続契約の場合、予算の削減等があった場合、事業者の損害を補填して頂けますでしょうか。	単年度契約です。
16	参加表明後に辞退した場合でも、辞退届を提出すればペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
17	委託料お支払いは、調査費は調査完了日の月末の支払い、その他施工に関する費用は竣工日の月末の翌月末支払いという認識でよろしいでしょうか。異なる場合は、お支払いの詳細をご提示ください。	契約書案第15条のとおり、全ての業務が完了したのちに、請求があってから支払いをすることを想定しています。
18	入札保証金及び契約保証金は免除という認識でよろしいでしょうか。免除ではない場合、競争入札参加資格を有し、過去5年の間に地方公共団体と締結した同種同規模以上（本事業のLED照明数量以上）の賃貸借契約書を2件以上提出すれば、免除という認識でよろしいでしょうか。	入札保証金は不要であり、契約保証金は免除です。
19	固定資産税はESCOサービス料に含まないという認識でよろしいでしょうか。	照明器具の所有権は、竣工後本市に帰属するため固定資産税は不要です。
20	LED化改修効果の算出根拠について、基準となる照明の電気料金単価及び、使用時間をお示しください。 （例：電気料金単価30円／kwh、使用時間1,700時間／年）	No. 3、No. 4の質問の回答をご確認ください。
21	天災・世界情勢や本事業の関係者の反対等の影響が契約締結時より悪化し、事業開始期間を超えてしまう可能性がある場合、不可抗力とみなし協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	No. 1の質問の回答をご確認ください。
22	最優秀提案者となった場合、詳細協議にて事業が困難と判断し辞退した場合、ペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。	辞退に至った理由が「基本協定書案 第10条 甲の解除権」に該当する場合は、「基本協定書案 第13条 解除後の処理」に基づいて対応することが想定されます。 例：当初から2案件分の業務遂行能力しかないにもかかわらず、3案件の最優秀提案者となり、いずれかの案件で辞退することとなった場合等。
23	竣工後、貴市へ設備の所有権を譲渡するという認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。